

財務諸表監査と内部統制監査

蟹 江 章

1. 財務諸表監査と内部統制

財務諸表監査は、「経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明すること」(『監査基準』第一)を目的とする。

監査意見の基礎となる監査証拠は、監査手続の実施を通じて入手される。財務諸表監査が実施される企業においては、通常、監査資源(時間、労力、費用)の制約によって、すべての取引記録を精査する形で監査手続を実施することは不可能である。このため、監査手続は試査に基づいて行われることになる。

試査という手法では、特定の取引に係る記録全体を母集団として、ここから一定のサンプルを抽出し、これに対して監査手続が実施される。そして、そこから得られた結論に基づいて、母集団である記録全体の状態が推定されるのである。こうした手法に基づく監査手続の実施が正当化されるためには、母集団としての取引記録の均質性が確保されていなければならない。これを保証する機能が、被監査企業において設定される内部統制である。

有効に機能する内部統制が存在すると、特定の取引の処理および記録が、常に同じルールに則って行われ、さらにそれが監視およびチェックされているはずである。これによって、ある取引を誰がいつ処理および記録したとしても、

常に同じ結果になるという状態が合理的な程度に保証されることになる。こうして、特定の取引に係る記録について、その均質性が確保されるのである。

母集団としての取引記録全体の均質性が確保されていれば、そこから任意に抽出されるサンプルは、母集団を適切に代表するものとなるはずである。したがって、このサンプルに対して精細な検証を行うことによって得られた結論は、合理的に母集団全体に拡張することができる。財務諸表監査における監査人の判断は、こうした論理に基づいて行われているのである。

しかしながら、周知の通り、内部統制には固有の限界がある。このため、たとえ有効な内部統制が設定されていたとしても、取引記録の絶対的な均質性を期待することはできない。とはいえ、サンプル調査に基づく推定が、母集団の状態に関する判断を重大に誤らせることのない程度に、合理的な均質性の確保が期待されるのである。

このように、内部統制の存在は、試査による監査手続の実施を正当化する根拠となっている。そして、財務諸表監査が、事実上、試査によってしか実施し得ないものであるとするならば、内部統制の存在は、財務諸表監査が実施できるかどうかを左右する重大な要因であるということになる。

2. リスク・アプローチ監査における内部統制

財務諸表監査制度は、一般に公表される財務諸表の信頼性について、合理的な程度の保証を

固有リスク	関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性。経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスクからなる。
統制リスク	財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性。財務報告の目的に関連する内部統制のデザインと運用状況の有効性により影響を受ける。内部統制には固有の限界があることから常に存在する。
発見リスク	企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性、すなわち、経営者の主張に存在する、個別に又は他の虚偽の表示と集計して重要となる虚偽の表示を発見できない可能性。実施した監査手続の有効性により影響を受ける。

(日本公認会計士協会『監査基準委員会報告書第28号』より)

図1 監査リスクの構成要素

提供するという役割を期待されている。財務諸表監査は、合理的な保証を提供するために、リスク・アプローチと呼ばれる手法に基づいて実施される。このアプローチでは、財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれているにもかかわらず、監査人がこれを見逃して不適切な監査意見を表明してしまう可能性の存在が前提とされている。この可能性は「監査リスク」と呼ばれ、これを許容される水準に抑えられるように監査が計画され、実施されなければならないのである。

従来、監査リスクは、固有リスク、統制リスクならびに発見リスクという3つのリスク要素からなり(図1参照)、

監査リスク =

固有リスク × 統制リスク × 発見リスク

というモデルによって表されると説明されてきた。

平成17年10月に実施された『監査基準』の改訂では、内部統制を含む企業および企業環境を十分に理解し、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスク等を考慮し、固有リスクと統制リスクを結合した「重要な虚偽表示のリスク」の評価、ならびに「財務諸表全体」および「財務諸表項目」という2つのレベルにおけるリスクの評価という考え方が導入された(「監査基準の改訂について」二1)。こうした考え方に基いて実施されるリスク・

アプローチは、「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」(以下、「事業リスク・アプローチ」という。)と呼ばれる。

改訂以前のリスク・アプローチでは、固有リスクと統制リスクは別個に評価されることになっていた。しかし、固有リスクの定義における「関連する内部統制が存在していない」との仮定は、現実的であるとはいえない。むしろ、こうしたリスク要因に対しては、適当な内部統制が設定されているはずである。そうであるならば、敢えて固有リスクと統制リスクを別個に評価することに特別な意味はないことになる。リスク評価が形式に陥らないためには、企業状況を総合的に判断して、企業において財務諸表に重要な虚偽の表示が行われるリスクを実質的に評価する必要がある。このリスクが、「重要な虚偽表示のリスク」である。

事業リスク・アプローチでは、企業の経営環境や経営活動に関わる様々な要因によって、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性があるが、通常、これを防止または発見できるように内部統制が設けられていると考えられる。しかし、内部統制の整備・運用の状況によっては、重要な虚偽の表示を防止または適時に発見できないこともある。したがって、意図的であるか、過失によるものであるかにかかわらず、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる確率を合理的に見積ることによって、監査リスクを許

容される水準に抑えられるように、監査人自身が実施すべき監査手続を決定しなければならないのである。

事業リスク・アプローチでは、従来のリスク・アプローチのように、監査リスクをリスク要素の単純な組み合わせとしては捉えていないように思われる。むしろ、被監査企業に関わる様々な要素が複合的に作用して、財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる危険があると考えられているのであろう。とはいえ、内部統制の有効性が、重要な虚偽表示のリスクの大きさを左右する最大の要素であることに変わりはない。そうであるならば、監査人は、自らが実施すべき監査手続を決定するに当たって、内部統制の有効性を慎重に評価しなければ、監査リスクを許容される水準に抑えることに失敗するであろう。

実施すべき監査手続の内容、範囲および時期を決定するに当たって、監査人は、被監査企業の状況を十分に理解した上で、そこに存在する重要な虚偽表示のリスクを評価する必要がある。そして、その大きさを前提として、目標とされる監査リスクの水準を達成するのに必要な監査手続を決定することになる。このときの監査手続の内容、範囲および時期は、評価された重要な虚偽表示のリスクを前提として設定される発見リスクの大きさによって規定されるのである。

このように、事業リスク・アプローチでは、内部統制に重要な虚偽の表示の予防・発見という機能が強く期待されているように見受けられる。このことと、前節で述べた試査の前提としての位置づけとは、表裏の関係にあると考えることができる。すなわち、試査による監査手続の実施が正当化されるためには、有効な内部統制の下、あらかじめ決められたルールに基づいて取引が処理されることにより、記録の均質性が確保される必要がある。会計手続がルール通り行われるということは、不正な会計処理を防止することにつながり、万が一不正な処理が行われたとしても、それが適時に発見される可能

性があるということの意味するのである。

したがって、事業リスク・アプローチの下でも、基本的に内部統制が試査による監査手続の根拠であることに変わりはない。財務諸表監査が実施可能であるためには、監査手続が試査に基づいて実施され得る程度の発見リスクが設定できなければならない。すなわち、重要な虚偽表示のリスクが合理的に小さくなければならないのである。事業上のリスクや固有リスクに相当する要因が、有効な内部統制によって抑制されることで、重要な虚偽表示のリスクが抑えられるのである。

財務諸表監査は、経営者の責任と監査人の責任を峻別することを意味する「二重責任の原則」の上に成立している。経営者の責任は、監査人の責任において監査意見が表明される対象である、信頼し得る財務諸表を作成することにある。今日、財務諸表監査が実施される大規模企業においては、財務諸表の信頼性を確保するに当たって、有効に機能する内部統制の存在が不可欠となっている。財務諸表監査は、監査人自身による有効性の評価を前提としながらも、被監査企業の経営者の責任において設定・運用される内部統制に大きく依拠する形で実施されているのである。

3. アメリカにおける内部統制監査

現代の財務諸表監査がリスク・アプローチによって実施されているという事実は、監査意見の形成が、被監査企業における内部統制の有効性に大きな影響を受けていることを示している。財務諸表の信頼性に対する監査人による保証は、信頼し得る内部統制を前提とし、かつ、その有効性の評価に基づいて提供される、「合理的な程度」の保証であることが認識されなければならない。

ところで、エンロン事件に象徴されるような重大な不正会計事件の発生を受けて、アメリカでは2002年に「サーベンス・オクスレー法」

(Sabanés-Oxley Act ; 以下「SOX 法」という)が制定された。その第 404 条によって、証券取引委員会 (SEC) 登録企業は、年次報告書の一部として「内部統制報告書」の提出を求められることになった。それは、内部統制、とりわけ財務報告の信頼性を確保するための方針や手続に焦点を絞って、その有効性の評価と報告を義務づけようとするものである。

内部統制報告書の制度化は、企業不正に起因する会計不正の防止・発見機能の直接的な強化を図るものと解釈することができる。また、この評価が内部統制の構築・運用に責任を負う経営者自身によって実施されるものであることから、リスク・アプローチの枠内で、財務諸表監査の有効性と効率性の両立を意図して、監査人によって行われる内部統制の有効性の評価とは趣を異にするものである。

以下では、アメリカにおける内部統制の評価ならびに監査について概観する¹⁾。

(1) 内部統制の評価

SOX 法の第 404 条によれば、内部統制報告書には、財務報告に関する適切な内部統制を構築し維持する経営者の責任が明示され、また、直近の期末日現在における財務報告に関する内部統制の有効性に関する評価を記載するものとされている。SOX 法の規定を受けて制定された SEC 規則によって、内部統制報告書の具体的な記載事項が定められている (SEC(2003) . B.3)(図 2)。

ここにも掲げられているように、経営者は、内部統制の有効性について評価するに当たって、何らかの客観的な評価の基準ないしフレームワークに依拠しなければならない。アメリカでは、トレッドウェイ委員会組織委員会 (COSO) 報

告書のフレームワークに基づく内部統制の評価が想定されている (PCAOB(2004) § 14)。

もっとも、内部統制の本質ならびにそれぞれの企業において期待されている役割などを考慮すれば、一定の評価基準が与えられたとしても、具体的な評価の方法や手続は企業ごとに異なったものとなる。このため、SEC 規則においても、内部統制の有効性を評価するための方法や手続は明確に定められてはいない。ただし、企業は、経営者による有効性の評価を合理的な程度で支持するための裏づけ資料を保持する必要がある (SEC(2003) . B.3.d)。

COSO 報告書においては、内部統制は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、ならびに 関連法規の遵守という 3 つのカテゴリーに分けられる目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、企業等の取締役会、経営者およびその他の構成員によって施行されるプロセスであると定義されている (COSO(1992)p. 10, 鳥羽他(2001)p. 17)。

この定義から明らかなように、COSO 報告書における内部統制は、企業経営全般を包括する広い概念である。SOX 法第 404 条によって要求されているのは、このうち 財務報告の信頼性という目的にかかわる部分に限定される。SEC 規則は、「財務報告にかかわる内部統制」を図 3 に示すように定義している (SEC(2003) . A.3)。

経営者は、内部統制の構築および運営に責任を負うが、その範囲は財務報告にかかわる部分に限定されるわけではない。内部統制が合理的な保証を提供することを期待されている 3 つの目的のカテゴリーにかかわる方針や手続は、それぞれに独立して存在し機能するわけではないだろう。むしろ、有機的な相互関連をもって機能するものと考えられる。したがって、経営者は、経営全般にかかわる内部統制の構成要素のうちから、とくに上記の方針および手続にかかわる部分を特定した上で、その有効性を評価し結果を報告しなければならないのである。

1) 本稿脱稿後に、アメリカでは内部統制の評価および監査の体制について見直しが図られることとなったが、本稿は、これについて考慮していない。

- 財務報告にかかわる適切な内部統制を制定し維持する責任が経営者にある旨
- 財務報告にかかわる内部統制の有効性について求められている評価に当たって、経営者が用いたフレームワーク
- 直近の会計期末日現在の財務報告にかかわる内部統制の有効性に関する評価
- 独立監査人が経営者の評価に対して証明報告書を提出している旨

図2 内部統制報告書の記載事項

財務報告の信頼性および GAAP にしたがった外部公表財務諸表の作成について合理的な保証を提供するために、最高業務執行者および最高財務責任者または同様の役割を担う者によって、あるいはその監督下で設定され、登録企業の取締役会、経営者その他の者によって遂行されるプロセスであり、次のような方針および手続を含むものである。

企業資産の取引および売却を合理的な詳細さで正確かつ公正に反映する記録の維持

GAAP にしたがって財務諸表を作成できるように取引が記録されていること、ならびに企業による受領および支出が経営者および取締役の承認の下でのみ行われていることについての合理的な保証の提供

財務諸表に重要な影響を与える可能性のある未承認の企業資産の取得、使用または売却を防止または適時に発見することについての合理的な保証の提供

図3 SEC 規則による事務報告にかかわる内部統制の定義

(2) 内部統制の監査

アメリカにおける内部統制の監査では、監査人に対して、経営者による財務報告にかかわる内部統制の有効性の評価ならびに内部統制の有効性に関する監査意見の表明が求められている。

監査人は、意見表明の基礎を形成するために、経営者の報告書が作成される時点において、有効な内部統制が維持されているかどうかについての合理的な確信を得られるように監査を計画し、実施しなければならない。有効な内部統制が維持されているというのは、重要な欠陥が存在しないということを意味する (PCAOB (2004) § 4)。

監査人の報告書には、監査人の責任が経営者による評価ならびに監査人自身の監査に基づく、財務報告に係る会社の内部統制に意見を表明することである旨の言明が記載されなければならない。そして、監査人の意見は、特定の日現在の財務報告に係る会社の内部統制の有効性に関する経営者の評価が、内部統制の基準に基づいて、すべての重要な点において適正に表示されているかどうか、ならびに会社が、内部統制の基準に基づいて、特定の日現在で財務報告に係る内部統制を、すべての重要な点におい

て有効に維持しているかどうかについて表明されることになっている (PCAOB (2004) § 167)。

アメリカにおける内部統制の監査に見られる特徴は、経営者による有効性の評価に対する監査意見に加えて、監査人自身の監査に基づく内部統制の有効性に関する監査意見が表明されることである。いわゆる「ダイレクト・レポートイング」が導入されている点である。

ダイレクト・レポートイングとは、経営者側の主張や開示がないなかで監査人が直接、監査上の要点を選定し、内部統制の整備・運用状況を検証するものと定義されている (八田 (2006) p. 110)。すなわち、監査人が、自ら内部統制の問題点の有無を直接検証し、その結果を報告するというものである (蟹江 (2006) p. 89)。

内部統制が、企業に属するすべての者によって遂行されるプロセスである以上、理論的には、内部統制の監査はプロセス (業務) の監査として構想されるべきである。この時の監査の手法としては、必然的にダイレクト・レポートイングが採用されることになる。したがって、アメリカが採用している内部統制監査の手法は、理論的には間違いではないと考えられる。

しかしながら、内部統制監査を制度として運営する場合には、様々な制約要因が存在するこ

とになる。そのうちの最大のものが、監査人・被監査企業双方のコスト負担であろう。とくに、企業側において、監査が実施可能な程度に内部統制のプロセスを文書化することが要求される。このために莫大なコストが費やされているのが実情のようである。こうした事情を背景に、アメリカでは過度に厳格な内部統制監査に対する批判が出ており、制度の見直しが行われることになった(『日本経済新聞』2006年12月21日付朝刊)。

アメリカにおける内部統制監査制度は、エンロン事件という市場経済の根幹を揺るがすような企業不正事件の発生を受けて制定されたことから、厳格に理論的な手法が導入されたと見ることができる。しかしながら、業務の監査に固有の制約を克服するのに必要なコストと、そこから得られる効果のバランスを取ることは容易なことではない。アメリカの内部統制監査制度は、この事実を改めて認識させたようにも思われる。

4. わが国における内部統制監査

(1) 経緯

わが国では、2004年10月に大手鉄道会社による有価証券報告書の虚偽記載が発覚した。その後、多くの上場会社において同種の事例が存在することが明らかとなり、証券市場に提供される情報に対する信頼を揺るがすものとして重大な社会問題となった。

こうした事態を受けて、金融庁は、11月16日付けで『ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について』と題する文書を公表した。その中で、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方」について、金融審議会に検討を要請すると表明している。

日本公認会計士協会も、11月19日に公表した『開示情報の信頼性の確保について』と題する文書において、「協会としても、財務情報の信頼性確保のためには、企業の財務報告に係る

内部統制の整備・充実は最重要事項と考えており、その制度化を強く要請していく」と述べている。

12月24日には、金融審議会金融分科会第一部会から、『ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて』と題する報告書が公表され、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方」についての提言がなされた。金融庁はこれを受けて、同日、『ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について(第二弾)』を発表して、「経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化につき検討する」との方針を明らかにしたのである。

要請を受けた企業会計審議会では、新たに「内部統制部会」を設置して、2005年2月23日から内部統制の評価および監査の基準を設定すべく審議を開始した。同年7月13日には、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」が公表された。そして、これに寄せられた意見を参考にしながら審議が重ねられ、2005年12月8日に、公開草案の内容を一部修正する形で、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」(以下「基準案」)が公表されるに至ったのである。

その後、内部統制部会のもとに作業部会が設置され、2006年11月21日付けで、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準(公開草案)」(以下「実施基準草案」)が公表された。実施基準草案は、上記の基準案に詳細な説明を加えることによって、基準案が構想する内部統制の枠組みをより明確にしている。また、経営者による有効性の評価手続ならびに監査人による監査手続に対して具体的な指針を与えることによって、内部統制監査の実施態勢の確立を図るものとなっている。

以上が、わが国における財務報告にかかわる内部統制の評価と監査の基準設定に関する、本

稿執筆時点までの経過である。アメリカにおいてSOX法の制定が極めて迅速に行われたといわれているが、わが国においても異例ともいえる素早い対応がなされたといつてよいであろう。

なお、2006年6月7日に証券取引法が改正された。これによって、証券取引法は、今後「金融商品取引法」(投資サービス法)と呼ばれることとなった。この改正に際して、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制を評価した報告書(「内部統制報告書」)の提出(第24条の4の4)と、当該報告書に対する公認会計士による監査証明(第193条の2第2項)が要求されることとなった。

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制」が財務報告に係る内部統制に該当する。そして、上記の基準案ならびに実施基準草案が正式に承認されれば、これらが経営者による内部統制の評価と報告書作成の基準となる。また、公認会計士による内部統制報告書に対する監査の基準ともなるはずである。

(2) 内部統制の枠組み

基準案および実施基準草案は、「内部統制の基本的枠組み」「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」「財務報告に係る内部統制の監査」という3部から構成されている。

基準案の「内部統制の基本的枠組み」においては、内部統制の定義、基本的要素、限界ならびに内部統制に関係を有する者の役割と責任が明らかにされている。実施基準草案には、これらの他に「財務報告に係る内部統制の構築」という項が追加されている。

基準案では、内部統制は次のように定義され

ている。すなわち、

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されていることの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング(監視活動)及びIT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成される。

組織、具体的には企業が内部統制を構築し、運用するのは、自らの業務運営にとって有効な手段だと考えるからである。したがって、その構成やプロセスは、各企業の都合に合わせる形で設計されることになるはずである。内部統制の整備・運用にかかるコストとそこから得られる効果とのバランスに基づいて、具体的な構成や内容が決定されることになろう。また、内部統制は、企業の構成員によって遂行されるプロセスであることから、そこには必ずと限界が存在する(図4)。このため、内部統制が企業経営に係る4つの目的の達成に対してなし得ることは、これらの目的が達成されないリスクを一定水準以下に抑えるということにとどまるのである(実施基準草案 1.)。

この定義に含まれる4つの目的ならびに6つの基本的要素の意義として基準案が示している内容は、それぞれ図5および図6に示す通りである。実施基準草案では、各企業における内部統制の整備・運用の指針となるように、目的および基本的要素に関するより具体的な説明が加

内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある。内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合がある。内部統制の整備および運用に際しては、費用と便益の比較衡量が求められる。経営者が不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがある。

業務の有効性・効率性	事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること
財務報告の信頼性	財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること
事業活動に関わる法令等の遵守	事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること
資産の保全	資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること

図5 内部統制によって達成されるべき目的と意義

統制環境	組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤
リスクの評価と対応	組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス
統制活動	経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続
情報と伝達	必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること
モニタリング	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス
ITへの対応	組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対して適切に対応すること

図6 内部統制の基本的要素の意義

えられている。こうした指針に基づいて、経営者、取締役会、監査役または監査委員会ならびに内部監査人がそれぞれの役割と責任を負いながら、有効な内部統制の整備と運用が図られることになる。

(3) 内部統制の評価及び報告

基準案においては、内部統制によって達成されるべき目的の中でも、特に財務報告の信頼性の確保に焦点が絞られている。もちろん、上記の4つの目的は相互に関連し合っており、どれか1つの目的だけではなく、すべての目的が達成された状態で業務活動が行われているときにこそ、内部統制が有効に機能しているとみなすことができる(八田(2006)p.53)。

内部統制の評価及び監査の制度化に向けた動きが、財務情報を含むディスクロージャーに関わる重大な不備を発端とすること、また、監査の主体として公認会計士(監査法人)が想定さ

れていることから、財務報告に係る内部統制に対象が限定されていることは理解できないわけではない。財務報告の信頼性の確保に直接あるいは間接にかかわりをもつ内部統制の範囲が具体的に示され、他の目的に係る要素との関連が考慮されるならば、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性に焦点を絞った評価が、必ずしも不合理というわけではないのかもしれない。

しかしながら、相互に関連する目的を達成するために、多方向で多面的なプロセス(COSO(1992)p.14, 鳥羽他(2001)p.24)として構築される内部統制において、実際に財務報告に係る内部統制の範囲をどのようにして特定するのか。また、他の目的に係る内部統制との関連をどのように考えればよいのか。こうした点について、明確な指針を示すことは、必ずしも容易なことではないであろう。

内部統制の有効性の評価は、経営者自らが対象範囲を決定した上で実施される。決定された

評価範囲については、内部統制報告書の監査においてその妥当性が検討されることになる。そして、監査人が、経営者が決定した評価範囲が不適切であると判断したとき、監査意見の表明に際して除外事項となることがある。したがって、財務報告の信頼性に係る内部統制の範囲をどのように捉えるかは、経営者自身の責任となるのである。

基準案によれば、「財務報告に係る内部統制が有効である」とは、当該内部統制が適切な内部統制の枠組みに準拠して整備及び運用されており、当該内部統制に重要な欠陥がないことであるとされている。そして、「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいうとされている。

実施基準草案では、内部統制の不備および重要な欠陥について、重要性の判断指針が示されている（ 1. ）。

それによれば、「内部統制の不備は、内部統制が存在しない、又は規定されている内部統制では内部統制の目的を十分に果たすことができないという整備上の不備と、整備段階で意図したように内部統制が運用されていない、又は内部統制を実施する者が内部統制の実施に必要な権限、能力を有していない等の運用の不備からなる。内部統制の不備は単独で、又は複数合わせ、一般に認められた企業会計の基準および財務報告を規制する法令に準拠して取引を開始、記録、処理、報告することを阻害し、結果として重要な欠陥となる可能性がある」とされている。ここでいう内部統制の重要な欠陥とは、「内部統制の不備のうち、一定の金額を上回る虚偽記載、又は質的に重要な虚偽記載をもたらす可能性があるものをいう」のである。

基準案が想定している財務報告に係る内部統制の有効性の評価は、こうした判断基準に基づいて、「財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備がないことを確認することである。不備が存在しないことを確認された内部統制の下で作成される財務諸表は、この

段階ですでに一定程度の信頼度を確保している」とみなすことができる。その上で、独立監査人による財務諸表監査が実施されれば、公表財務諸表に対する利用者の信頼はより強固なものとなるはずである。

経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する報告書、いわゆる「内部統制報告書」を作成しなければならない。この報告書には、実施基準草案によって与えられる指針に基づいて行われた有効性評価の結果が記載されることになる。そして、金融商品取引法の適用を受ける会社にあつては、同法におけるディスクロージャー制度の枠内で、内部統制報告書を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出することになる。

もっとも、この段階における内部統制の有効性の評価結果は、一般に認められた評価の基準に準拠しているとはいえ、あくまでも経営者自身の自己評価に過ぎない。この評価結果に客観性と信頼性を付与するために、同法の規定に基づき、特別の利害関係のない公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならないのである。

（４）内部統制の監査

基準案では、「経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果に対する財務諸表監査の監査人による監査」（以下「内部統制監査」という）の目的が、次のように定められている。すなわち、

経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

また、「内部統制報告書が適正である旨の監

査人の意見は、内部統制報告書には、重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる」とされている。内部統制報告書に対する意見は、内部統制の評価に関する監査報告書(「内部統制監査報告書」)によって表明されることになっている。

わが国の内部統制の監査は、アメリカのそれとは異なり、経営者によって実施された評価の結果だけを対象としており、いわゆる「ダイレクト・レポーティング」は盛り込まれていない。2005年7月に公表された「公開草案」を作成する過程で、コスト負担や監査人の負担等の理由で、「ダイレクト・レポーティング」が実態的にわが国には向かないという意見が多かったことに配慮して導入が見送られたのである(八田(2005)p.110)。

とはいえ、基準案によれば、監査人は、内部統制監査の実施過程において内部統制の重要な欠陥を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該重要な欠陥の是正状況を適時に評価しなければならないとされている。また、当該重要な欠陥の内容及びその是正結果は、取締役会及び監査役会または監査委員会に報告されることになっている。

監査人は、内部統制監査の意見を形成するに際して、十分かつ適切な証拠を入手する必要がある。そのためには、監査人は、経営者自身の評価に基づきながら、評価対象となっている内部統制を自ら検証しなければならないであろう。また、同じ監査人によって実施される財務諸表監査においても、重要な虚偽表示のリスクを評価するに当たって、内部統制の有効性が評価されなければならない。したがって、ダイレクト・レポーティングが採用されていないことが、内部統制報告書の形式的な監査を意味するわけではない。それは、監査人自身が内部統制の評価を行うことと、経営者による評価結果に基づく報告書の監査を峻別した結果であろう(内部統制監査に関する問題点や課題等については、蟹

江(2006)を参照のこと)。

実施基準草案は、監査人による内部統制報告書における経営者の主張に対する監査手続について、具体的な指針を提供するものである。

5. 内部統制監査と財務情報の信頼性

経営者による内部統制報告書の提出と独立監査人による内部統制報告書の監査は、二重の意味で財務情報に対する利用者の信頼を向上させるのに貢献すると考えられる。

1つは、財務情報の信頼性の確保という点に関して、経営者の認識が変わるのではないかという期待を抱かせることである。内部統制監査の制度化は、財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の整備および運用に責任を負っていることについて、経営者自身に自覚を促すものとなる。そして、経営者が当該内部統制を識別した上でその有効性を評価することは、財務諸表の利用者をして、経営者の財務諸表の作成責任が誠実に果たされる、すなわち、信頼できる財務諸表が作成されるとの期待を抱かせることになる。

もう1つは、財務諸表監査の精度が向上するという期待である。内部統制監査と財務諸表監査は、同一の監査人によって実施されることになっている。したがって、財務諸表監査における内部統制の有効性の評価がより厳格に行われるようになり、重要な虚偽表示のリスクの評価、あるいはその結果としての発見リスクの設定がより適切に行われるようになるとの期待を抱かせるのである。適切な発見リスクの設定が行われることによってより効果的な監査手続の計画および実施が図られ、監査リスクが適切な水準に抑制されるとの期待が生じるのである。精度の高い監査によって財務諸表の適正表示に対する保証が与えられることになれば、利用者の財務諸表に対する信頼は向上するはずである。

[付記] 本稿は、日本会計研究学会特別委員会（「財務情報の信頼性に関する研究」：友杉芳正委員長）の最終報告書（2006年9月）に収録された拙稿に加筆したものである。

参考文献

- 蟹江 章（2005）「内部統制議論の変遷と課題」『企業会計』Vol. 57, No. 3, pp. 18-25。
- （2006）「内部統制監査期待ギャップ」『JIC PA ジャーナル』No. 616, pp. 87-93。
- 八田進二（2005）「『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）』をめぐって」『企業会計』Vol. 57, No. 9, pp. 104-114。
- （2006）『これだけは知っておきたい内部統制の考え方と実務』日本経済新聞社。
- COSO（1992）*Internal Control - Integrated Framework*, AICPA（鳥羽至英，八田進二，高田敏文共訳（2001）『内部統制の統合的枠組み（理論篇）』白桃書房。）
- PCAOB（2004）*An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements*（*Auditing Standard No. 2*）
- SEC（2003）*Management's Reports on Internal Control Over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports*（*Final Rule*）